

医師の専門研修に関する協議に対する東京都対応方針（案）

第1 意見書について

（方針）

都は、従前より、東京都地域医療対策協議会での協議を踏まえて、専攻医の定員数及び採用者数の削減を伴う制度の運用に反対する意見を要望として表明している。

令和7（2025）年度シーリング数について、日本専門医機構からは、令和6年度と同数が示された。今回の要望においては、昨年度の要望項目を基本としつつ、都内専門研修基幹施設からの意見を追加し、かつ、研修を医師少数県等の研修施設において一定期間実施する連携型の研修制度全般について、連携先施設における症例数や指導体制等を十分確保することで研修の質が担保されるよう求めることとする。

（要望項目要旨）

- 1 医師の偏在是正の取組を過度に推し進めることなく、専攻医の声を十分に取り入れたうえで、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにすること。
- 2 シーリング実施により十分な数の医師の確保ができなくなり、その結果、医師少数県や都内の医師少数区域への派遣がすでに困難になっているという実態を考慮すること
- 3 医師の働き方改革の影響を十分に考慮し、個々の医療機関及び都道府県の医療体制に深刻な影響を及ぼすことのない運用
- 4 都で今後見込まれる医療需要の増加や都内医療機関が担っている医師の派遣機能等の考慮
- 5 地域枠により都が医師の確保に努めている領域のシーリング対象外扱い
- 6 都立病院等の公立病院の地域で不足する医療を確保する役割への考慮
- 7 専攻医のライフイベントに影響を及ぼさない運用
- 8 連携型の研修制度においては、連携先施設において症例数や指導体制等を十分確保することにより研修の質が担保されることが必要であること
- 9 専門医制度についての医療機関や専攻医等への情報提供や情報公開の徹底
- 10 医師法に基づく協議に必要な情報を適切に提供し、都道府県の意見を施策に反映すること
- 11 都が提出した意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を都に対して回答すること

※詳細は、別紙のとおり

第2 意見様式について

（方針）

厚労省は所定の様式により、研修プログラムごと、診療科領域ごとの意見様式としているが、そのとおり作成することは非現実的。調査結果からは全体として共通の傾向が見られることから、委員の意見及び基幹施設からの回答内容を基に、共通の意見として提出する。